



鳥取県公報

平成12年12月5日(火)
第7238号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	字の区域の変更（市町村振興課）..... 1
	青少年に有害な図書類の指定（県民生活課）..... 4
	土地改良区の定款の変更の認可（耕地課）..... 5
	県営土地改良事業計画の決定（ " ）..... 5
	県営土地改良事業計画の変更（ " ）..... 6
	土地改良事業の同意（3件）（ " ）..... 6
	土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定（ " ）..... 7
	土地改良事業の工事の完了（ " ）..... 7
	国土調査の成果の認証（ " ）..... 8
	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）..... 8
	収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更（会計課）..... 8
選管告示	鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等..... 9
教委告示	平成13年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項.....10
公安規則	鳥取県警察国有物品管理規則及び指定車両移動保管機関に納付すべき違法駐車車両の移動等に係る負担金の額を定める規則の一部を改正する規則（警務課）.....11
調達公告	一般競争入札の実施（管理課）.....12

告 示

鳥取県告示第666号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、三朝町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、三朝町（大字砂原及び大字三朝の各一部）の地籍図及び地籍簿の国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による認証の日からその効力を生ずる。

平成12年12月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する字の名称	同左の区域（平成12年2月3日現在の地番による。）
大字砂原字奥谷	大字砂原字奥谷の全域 大字砂原字寺田55の2、56の6及びこれらと一体をなす国有地並びに56の3と一体をなす国有地

大字砂原字寺田	大字砂原字寺田のうち53の3、53の4、55の2、56の6及びこれらと一体をなす国有地並びに56の3と一体をなす国有地以外の区域
大字砂原字屋敷廻	大字砂原字寺田53の3、53の4及びこれらと一体をなす国有地 大字砂原字屋敷廻の全域 大字砂原字中坪217の1 大字砂原字坂根246の2から246の4まで、248の2、249の2及びこれらと一体をなす国有地
大字砂原字中坪	大字砂原字中坪のうち217の1以外の区域 大字砂原字坂根278の3、278の4及びこれらと一体をなす国有地並びに278の11と一体をなす国有地の一部
大字砂原字坂根	大字砂原字坂根のうち246の2から246の4まで、248の2、249の2、278の3、278の4及びこれらと一体をなす国有地並びに278の11と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字三朝字荒尾	大字三朝字荒尾のうち4の2、5、6以外の区域
大字三朝字小煉	大字三朝字小煉のうち154の2、155の2、158の2、172の1、172の2及びこれらと一体をなす国有地並びに154の1、155の1、156の2、158の1、183の1と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字三朝字砂子田192の2、193の3、195、195の5から195の12まで、196の1、199の7、199の10、199の11
大字三朝字砂子田	大字三朝字砂子田のうち192の2、193の3、195、195の5から195の12まで、196の1、199の4から199の7まで、199の10、199の11、200の2及びこれらと一体をなす国有地並びに199の1、200と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字三朝字下平209の2
大字三朝字下平	大字三朝字下平のうち203の2、204の2、205の4、208、209の2及びこれらと一体をなす国有地並びに202、203の1と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字三朝字小木脇	大字三朝字小煉154の2、155の2、158の2及びこれらと一体をなす国有地並びに154の1、155の1、156の2、158の1、183の1と一体をなす国有地の一部 大字三朝字小木脇の全域
大字三朝字外谷	大字三朝字小煉172の1、172の2及びこれらと一体をなす国有地 大字三朝字砂子田199の4から199の6まで、200の2及びこれらと一体をなす国有地並びに199の1、200と一体をなす国有地の一部 大字三朝字下平203の2、204の2、205の4、208及びこれらと一体をなす国有地並びに202、203の1と一体をなす国有地の一部 大字三朝字外谷の全域 大字三朝字半畑901の2、901の4、903の2と一体をなす国有地の一部
大字三朝字下荒尾	大字三朝字荒尾4の2、5、6 大字三朝字下荒尾の全域 大字三朝字上荒尾511の2
大字三朝字上荒尾	大字三朝字上荒尾のうち511の2以外の区域
大字三朝字下古川	大字三朝字下古川のうち611の6、611の7以外の区域
大字三朝字石田	大字三朝字石田のうち618、618の3、619の1から619の3まで、619の6、620の2、622の2、623の3及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字三朝字株湯	大字三朝字株湯のうち640の5から640の8まで、640の11、640の12、641の2、641の3、641の5、641の6、642の3、642の4及びこれらと一体をなす国有地並びに642の1と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字三朝字三谷口653の5及びこれと一体をなす国有地並びに652の2、652の3、652の9、653の1と一体をなす国有地の一部
大字三朝字三谷口	大字三朝字三谷口のうち653の5、670の1及びこれらと一体をなす国有地並びに652の2、652の3、652の9、653の1と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字三朝字法師谷676の2、676の8、686の11 大字三朝字段718の2、720の2、723の3、724の1、724の3、725の2及びこれらと一体をなす国有地 大字三朝字山根746の6
大字三朝字法師谷	大字三朝字三谷口670の1 大字三朝字法師谷のうち676の2、676の8、686の11以外の区域
大字三朝字段	大字三朝字段のうち718の2、720の2、723の3、724の1、724の3、725の2及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字三朝字山根744の2と一体をなす国有地
大字三朝字子守山	大字三朝字子守山のうち732の1以外の区域 大字三朝字山根744の2
大字三朝字山根	大字三朝字子守山732の1 大字三朝字山根のうち744の2、746の6、772の17から772の29まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字三朝字源谷1006の2、1006の3、1009の7、1009の8
大字三朝字森崎	大字三朝字株湯640の5から640の8まで、640の11、640の12、641の2、641の3、641の5、641の6、642の3、642の4及びこれらと一体をなす国有地並びに642の1と一体をなす国有地の一部 大字三朝字山根772の17から772の29まで 大字三朝字森崎のうち812の4、812の7以外の区域 大字三朝字塚田961の2
大字三朝字村通	大字三朝字下古川611の6、611の7 大字三朝字石田618、618の3、619の1から619の3まで、619の6、620の2、622の2、623の3及びこれらと一体をなす国有地 大字三朝字森崎812の4、812の7 大字三朝字村通のうち837の2、850と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字三朝字半畑	大字三朝字村通837の2、850と一体をなす国有地の一部 大字三朝字半畑のうち901の2、901の4、903の2と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字三朝字塚田953の2、954、973の7及びこれらと一体をなす国有地並びに973の1、973の6と一体をなす国有地の一部
大字三朝字塚田	大字三朝字村通837の2と一体をなす国有地の一部 大字三朝字塚田のうち953の2、954、961の2、970の10、971の8、971の9、973の7及びこれらと一体をなす国有地並びに970の7、970の8、970の11、972の1、972の13、973の1、973の6と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字三朝字棕谷口	大字三朝字塚田970の10、971の8、971の9及びこれらと一体をなす国有地並びに

	970の7、970の8、970の11、972の1、972の13と一体をなす国有地の一部 大字三朝字棕谷口の全域 大字三朝字棕谷1040の2
大字三朝字源谷	大字三朝字源谷のうち1006の2、1006の3、1009の7、1009の8以外の区域
大字三朝字棕谷	大字三朝字棕谷のうち1040の2以外の区域

鳥取県告示第667号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）第13条第1項の規定に基づき、同項第1号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成12年12月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定番号	種 別	図 書 類		
		題 名 及 び 号 数	発 行 記 号 等	表示された発行所名
6582	雑誌その他の 刊行物	オールカラー保存版 中出しスペシャル ファミレス&メイド編	な し	麻布書店
6583	"	オールカラー保存版 二千年女王	な し	"
6584	"	DELUXE BEPPIN (デラベっぴん) JUL. 176	雑誌 16487-7	英知出版
6585	"	英和マニアックシリーズ 快感美尻婦人	雑誌 60121-69	株式会社英和出版社
6586	"	人妻熟女写真館 Vol.2 OAKMOOK19	雑誌 62151-19	株式会社 オークラ出版
6587	"	特出しガチン娘 VOL.6	雑誌 06523-6	有限会社光彩書房
6588	"	Street SUGAR 8 VOL.203 しろうとグラフィック・マガジン	雑誌 04167-08	株式会社サン出版
6589	"	制服淫熟白書	雑誌 64160-09	三和出版株式会社
6590	"	素人マダムアナル露出	雑誌 63423-24	株式会社晋遊舎
6591	"	SHINYUSHA MOOK 人妻アナルハウス VOL.1	雑誌 63423-17	"
6592	"	NGエヌ・ジー12月号 dec. Vol.24	雑誌コード 11985-12	有限会社 セントラル出版
6593	"	裏ビデフリーク VOL.1	雑誌 68459-25	株式会社大洋図書
6594	"	彼女たちは汚された Medical Accident-File	雑誌 11460-8	"
6595	"	HOW TO 裏ワザ お楽しみ快感CAR SEX	雑誌 66014-48	株式会社司書房

6596	"	人妻不倫報告 VOL.3	雑誌 66014-44	"
6597	"	オレンジ通信 2000 08	雑誌 02189-8	株式会社東京三世社
6598	"	女狩り OLレイプ愛奴	雑誌 68335-36	"
6599	"	絶対ヌキマガジン保存版	な し	みこすり図書
6600	"	バチグロゲーキー	な し	"
6601	"	LEG KARISMA JAPAN	雑誌 68459-24	ワイレア出版 株式会社
6602	"	桃色ランジェリー VOL.03	な し	ワンダー出版
6603	"	誘惑フェラモン 2000 / VOL.03	な し	不 明
6604	録画テープ	若奥さまの誘惑 ...由美の場合...	JW-02	ジャパン
6605	"	浅岡利奈 THEレオタード	S-4	有限会社ビックワーク スインターナショナル
6606	"	極上の女神たち MEGAMIX1	PH-09	株式会社 プレイハウス
6607	"	スーパーシリーズ総集編！ BEST OF 家庭教師	UP-01	株式会社 ユートピアパラダイス
6608	"	アレに夢中!!な 女子校生スペシャル	005	不 明
6609	"	4人の女子校生 Vol.1	006	不 明

鳥取県告示第668号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、大井手土地改良区の定款の変更を平成12年11月29日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成12年12月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第669号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営中山間地域総合整備事業船郡地区農業用排水、農道整備、区画整理、暗きょ排水及びため池等整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成12年12月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成12年12月6日から20日間
- 3 縦覧に供する場所
郡家町役場及び船岡町役場
- 4 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第670号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営中山間地域総合整備事業東因幡地区区画整理）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成12年12月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成12年12月6日から20日間
- 3 縦覧に供する場所
国府町役場
- 4 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第671号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業（棚田地域等緊急保全対策事業上萩山地区農道整備）について平成12年11月28日に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成12年12月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第672号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、江府町が行う土地改良事業（単県土地改良事業下蚊屋地区区画整理）について平成12年11月29日に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成12年12月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第673号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、江府町が行う土地改良事業（基盤整備促進事業武庫地区農業用排水及び区画整理）について平成12年11月29日に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成12年12月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第674号

江府町が行う土地改良事業に係る助沢地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成12年12月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成12年12月6日から20日間

3 縦覧に供する場所

江府町役場

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第675号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成12年12月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
大山土地改良区	基盤整備促進事業赤松地区農業用排水、農道整備及び暗きょ排水	平成12年3月31日

鳥取県告示第676号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成12年12月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
三 朝 町	平成10年度及び平成11年度	三朝町（大字三朝、大字砂原及び大字福山の各一部）の地籍図及び地籍簿	東伯郡三朝町大字三朝、大字砂原及び大字福山の各一部	平成12年12月5日
北 条 町	〃	北条町（米里の一部）の地籍図及び地籍簿	東伯郡北条町米里の一部	〃
中 山 町	平成9年度及び平成10年度	中山町（住吉及び退休寺の各一部）の地籍図及び地籍簿	西伯郡中山町住吉及び退休寺の各一部	〃

鳥取県告示第677号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成12年12月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路 3・5・13号雲山吉成線

2 縦覧場所

鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目220

鳥取県告示第678号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第1項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成12年12月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
株式会社鳥取銀行 米子東支店	売りさばき場所	米子市中島370 - 2	米子市中島二丁目1 - 60	平成12年12月1日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第97号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成12年12月5日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,759
鳥取県において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	162,647
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	38,240
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	36,414
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,161
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,975
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	6,995
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,754
気高郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	6,058
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	18,174
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	14,023
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	5,858

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第25号

平成13年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜を次の要項により実施する。

平成12年12月5日

鳥取県教育委員会委員長 八 百 谷 善 江

平成13年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項

1 募集高等学校及び募集生徒数

高等学校名	所在地	募集生徒数
鳥取県立鳥取東高等学校	鳥取市立川町五丁目210	80人
鳥取県立倉吉東高等学校	倉吉市下田中町801	80人
鳥取県立米子東高等学校	米子市勝田町1	80人

2 出願資格を有する者

次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第69条各号のいずれかに該当する者

3 出願方法

(1) 出願手続

ア 入学志願者は、次の書類を志望する高等学校の校長に提出しなければならない。

(ア) 入学志願書（各募集高等学校から交付されたもの）に所定の入学選抜手数料に相当する額の鳥取県収入証紙（消印をしないこと。）をはり付けたもの

(イ) 出身高等学校の校長の発行する調査書（大学受験用の調査書と同様とする。）又は高等学校の卒業資格及び学力を認定するに足る書類

イ 各募集高等学校の校長は、入学志願書等を受理したときは、入学志願者に受検証を交付するものとする。

(2) 出願期間

平成13年4月2日（月）から同月4日（水）まで。ただし、郵送による場合は、簡易書留とし、平成13年4月3日（火）までの消印のあるものに限る。

(3) 受付時間

午前9時から午後5時まで

(4) 受付場所

各募集高等学校

4 入学者選抜の方法

入学志願者の提出した書類の審査及び学力検査の結果を総合して行う。

5 学力検査の日時等

(1) 日時

平成13年4月9日（月）午前9時から（午前8時30分までに集合すること。）

(2) 場所

各募集高等学校

(3) 学力検査の教科

国語（国語 及び国語 ）、数学（数学 ・数学A及び数学 ・数学B）及び英語（英語 及び英語 ）

6 合格者の発表

平成13年4月11日（水）正午、各募集高等学校に合格者の受検番号を掲示する。

7 入学者選抜の結果の開示

入学者選抜の結果については、鳥取県個人情報保護条例（平成11年条例第3号）第19条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。なお、この場合において、電話、はがき等による請求では開示できないので、学生証等写真により本人が確認できるものを持参の上、受検者本人が直接各募集高等学校へ請求すること。

（1）開示請求ができる期間

平成13年4月11日（水）から1月間

（2）開示する場所

各募集高等学校

8 注意事項

（1）提出された書類及び入学選抜手数料は、返還しない。

（2）この要項に関し不明な点は、各募集高等学校へ問い合わせること。

9 参考事項

（1）専攻科の授業は、精深な程度において特別な事項を教授し、その研究を指導することを目的として、次の教科を履修させる。

国語、数学、外国語（英語）、理科、地理歴史、公民及び保健体育

（2）専攻科の修業年限は1年とし、学期は第1学期及び第2学期の2期とする。

（3）専攻科の生徒の学習評価、単位認定、修了等については、各高等学校の全日制課程に準ずるものとする。

公安委員会規則

鳥取県警察国有物品管理規則及び指定車両移動保管機関に納付すべき違法駐車車両の移動等に係る負担金の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年12月5日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 徹

鳥取県公安委員会規則第9号

鳥取県警察国有物品管理規則及び指定車両移動保管機関に納付すべき違法駐車車両の移動等に係る負担金の額を定める規則の一部を改正する規則

（鳥取県警察国有物品管理規則の一部改正）

第1条 鳥取県警察国有物品管理規則（昭和40年鳥取県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(この規則の趣旨) 第1条 警察法(昭和29年法律第162号)第78条第1項の規定により、鳥取県警察が無償使用する国有物品(以下「物品」という。)の管理については、都道府県警察に無償使用させる警察用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する内閣府令(昭和39年総理府令第14号。以下「府令」という。)の規定によるほか、この規則の定めるところによる。	(この規則の趣旨) 第1条 警察法(昭和29年法律第162号)第78条第1項の規定により、鳥取県警察が無償使用する国有物品(以下「物品」という。)の管理については、都道府県警察に無償使用させる警察用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する総理府令(昭和39年総理府令第14号。以下「府令」という。)の規定によるほか、この規則の定めるところによる。

(指定車両移動保管機関に納付すべき違法駐車車両の移動等に係る負担金の額を定める規則の一部改正)

第2条 指定車両移動保管機関に納付すべき違法駐車車両の移動等に係る負担金の額を定める規則(昭和62年鳥取県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																
<p>道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の3第6項の規定により運転者等又は所有者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担金の種類</th> <th>負 担 金 の 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公示に係る費用</td> <td>財務省印刷局長が定める官報公告料に相当する額</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	負担金の種類	負 担 金 の 額	略		公示に係る費用	財務省印刷局長が定める官報公告料に相当する額	略		<p>道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の2第6項の規定により運転者等又は所有者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担金の種類</th> <th>負 担 金 の 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公示に係る費用</td> <td>大蔵省印刷局長が定める官報公告料に相当する額</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	負担金の種類	負 担 金 の 額	略		公示に係る費用	大蔵省印刷局長が定める官報公告料に相当する額	略	
負担金の種類	負 担 金 の 額																
略																	
公示に係る費用	財務省印刷局長が定める官報公告料に相当する額																
略																	
負担金の種類	負 担 金 の 額																
略																	
公示に係る費用	大蔵省印刷局長が定める官報公告料に相当する額																
略																	

附 則

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成12年12月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 朝鍋ダム建設工事
- (2) 工 事 場 所 西伯郡会見町鶴田地内
- (3) 工 事 内 容 本件工事は、朝鍋ダムの建設を特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工によって行うものである。
- (4) 工事の詳細
- | | |
|-------|-----------------------|
| ダム型式 | 重力式コンクリートダム |
| 工 法 | 柱状工法 |
| 堤 高 | 45.0 m |
| 堤 頂 長 | 150.0 m |
| 堤 体 積 | 58,000 m ³ |
- (5) 工 期 平成13年3月から平成16年3月20日まで
- (6) 予 定 価 格 4,100,906,250円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 入札に参加する者に必要な資格

(1)から(4)までに掲げる要件をすべて満たすこと。

(1) 共同企業体に関する条件

- ア 共同企業体の構成員が、3名であること。
- イ 共同企業体の代表者が、最も大きな施工能力を有する者であること。
- ウ 各構成員の出資比率が20パーセント以上であり、代表者の出資比率が構成員中最大であること。
- エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員の資格

- ア 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 土木工事業について建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- ウ 平成12年鳥取県告示第232号（建設工事の一般競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく一般土木工事に係る一般競争入札参加資格を有し、又は平成13年2月9日（金）までに有する見込みがあること。
- エ 平成12年12月5日（火）から平成13年2月9日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けておらず、かつ、同要綱に規定する指名停止措置の要件に該当しない者であること。
- オ 本件工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

- ア 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成11年4月1日から平成12年3月31日までの間にあるものに限る。以下同じ。）の結果における土木一式工事の総合評点が1,250点以上であること。
- イ 昭和60年度以降に、完成検査を終了している堤高30メートル以上の重力式コンクリートダム工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績（共同企業体に係る実績にあっては代表者として施工したものに限る。）又は堤高60メートル以上の重力式コンクリートダムを共同企業体の構成員として施工した実績（15パーセント以上の出資比率で施工したものに限る。）があること。
- ウ 次に掲げる基準を全て満たす監理技術者を本件工事に専任で配置できること。
- (ア) 土木工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。
- (イ) 財団法人日本ダム協会によって認定されたダム工事総括管理技術者の資格を有する者又は昭和60年度以降に同種工事を施工管理した経験を有する者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査の結果における土木一式工事の総合評点が960点以上であること。

イ 堤高15メートル以上の重力式コンクリートダム又は河川の大型コンクリート構造物（砂防ダム、堰、水門等）を元請けとして施工した実績（共同企業体に係る実績にあつては、15パーセント以上の出資比率で施工したものに限る。）があること。

ウ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本件工事に専任で配置できること。

(ア) 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される一級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

(イ) 監理技術者にあつては、土木工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 資格に関する問い合わせ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県土木部管理課建設業係 電話 0857 - 26 - 7347

4 入札説明書等

この公告に記載されていない事項については、入札説明書によるものとし、次により希望者に配布するものとする。

(1) 交付期間及び時間

平成12年12月5日（火）から同月15日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所

米子市鞆町1 - 160 西部総合事務所内

鳥取県米子土木事務所総務課庶務係 電話 0859 - 31 - 9702

(3) 設計図書の入手方法

(2) に問い合わせること。

5 資格の確認

この入札に参加を希望する者は、次により共同企業体の構成員ごとの競争入札参加資格確認申請書その他の書類（以下「申請書等」という。）を持参し、2の資格に適合することの確認を受けなければならない。また、申請書等に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間及び時間

4の(1)に同じ。

(2) 提出場所

3に同じ。

6 入札手続等

(1) 入札書の提出方法

持参又は郵送（書留郵便（親展扱いとすること。）に限る。）とする。

(2) 入札執行の日時

平成13年2月9日(金)午後2時。ただし、郵送による入札書の受領期限は、同月8日(木)午後5時までとする。

(3) 入札執行の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂（本庁舎1階）

(4) 郵送による入札書の提出先

3に同じ。

(5) 入札保証金

免除

(6) 入札の無効

2の資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者の入札並びに鳥取県建設工事執行規則(昭和48年鳥取県規則第66号)、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(7) 落札者の決定方法

1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

(8) 入札に当たっての留意事項

ア 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 代理人により入札をしようとするときは、必ず委任状を提出すること。

ウ 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があると認めるときは、入札の執行を中止することがある。

エ その他鳥取県建設工事執行規則、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)及び入札説明書に定めるところによる。

7 入札後の留意事項

(1) 入札終了後、落札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者の別を明記した届出書を提出しなければならない。

(2) 契約書作成の要否
要

(3) 契約保証金

落札者は、契約の締結と同時に請負代金額の10分の1の額を保証する次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

ア 契約保証金の納付

イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提出

ウ 金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関をいう。)又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証

エ 公共工事履行保証証券による保証

オ 履行保証保険契約の締結

(4) 鳥取県建設工事執行規則第60条第1項に規定する前金払及び同規則第65条第1項に規定する部分払については、入札説明書のとおりとする。

8 契約担当部局

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県土木部砂防利水課管理係 電話 0857 - 26 - 7383

9 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

3に同じ。

(3) 提出された資料は、返却しない。また、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

- (4) 資料作成及び工事内容に関する説明会等は、行わない。
- (5) 本件工事に直接関連する他の工事の請負契約を本件工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定はない。

10 Summary

- (1) Subject matter of the contract : Construction work of the Asanabe Dam
- (2) The closing date and time for the submission of application and attached documents for the qualification confirmation : 5:00PM 15, December, 2000
- (3) The date and time for the submission of tenders : 2:00PM 9, February, 2001 (Tenders submitted by mail must be received by 5:00PM 8, February, 2001)
- (4) A contact point where tender documents are available : Administration Division, Department of Public Works, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan, TEL 0857-26-7347